

都営住宅畳工事共通仕様書（令和3年10月） 追補版

凡例：\_\_\_\_\_下線部が追加・変更箇所

**3 工事施行の適正化**

(1)～(10)

変更なし — 省略

(11) 標準仕様書「1.1.19 保険の加入及び事故の補償(5)及び(7)」の表記は、次のように読み替える。

(5) 建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後、原則1か月以内（電子申請方式による場合は原則40日以内）に発注者に提出する。

(7) 発注者から共済証紙の受払状況を把握するための請求があった場合は、速やかに共済証紙の受払簿（電子申請方式による場合は掛金充当書（工事別））その他関係資料を提出する。

都営住宅畳工事共通仕様書（令和3年10月）追補版（令和3年10月1日適用） 新旧対照表

1/1

改正(新)		現行(旧)	
<p>3 工事施行の適正化</p> <p>(1) ~ (10)</p> <p><u>(11) 標準仕様書「1.1.19 保険の加入及び事故の補償(5)及び(7)」の表記は、次のように読み替える。</u></p> <p><u>(5) 建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後、原則1か月以内（電子申請方式による場合は原則40日以内）に発注者に提出する。</u></p> <p><u>(7) 発注者から共済証紙の受払状況を把握するための請求があった場合は、速やかに共済証紙の受払簿（電子申請方式による場合は掛金充当書（工事別））その他関係資料を提出する。</u></p>		<p>3 工事施行の適正化</p> <p>(1) ~ (10)</p> <p>(新設)</p>	<p>財務局特記仕様書と整合（建設業退職金共済制度の電子申請方式への対応による追加）</p>